

## 平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：大臣官房国際課

施策名	二国間等の国際協力を推進すること  (X-1-2)	政策体系上の位置付け 基本目標 X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること 施策目標 1 国際社会への参画・貢献を行うこと
施策の概要	国際社会に貢献するため、我が国の有する政策制度等に関する豊富な経験や知識を活用して、開発途上国に対する保健衛生・社会福祉・労働分野における人材育成事業等の協力を推進する。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 東南アジア諸国を始めとするアジア・太平洋地域の開発途上国は、アジア通貨危機を乗り越えた後めざましい経済発展を遂げているものの、いまなお多く存在する貧困層や深刻な環境問題の発生など、開発の歪みが生じている。 保健及び社会福祉の充実については、政府開発援助の拠りどころであるODA大綱及び国連ミレニアム開発目標のそれぞれにおいてその主要な目標のひとつに掲げられており、我が国は先進国として、これら政策分野でも我が国の経験を伝えていくことを通じて国際社会に貢献することを目指している。 とりわけASEAN諸国の社会経済の着実な発展は、少子高齢化や核家族化などといった、かつて我が国が経験した急速な就業構造・人口構造・家族関係の変化をもたらしつつあり、アジアにおける先駆的取り組みとして我が国が講じてきた社会保障諸政策に対して、期待は高まっている。</p> <p>また、今後の一層の開発には、先進国のリードを離れた途上国の自立的で持続可能な発展、南南協力の推進による地域連帯に基づく発展が不可欠であり、そのためには国づくりの担い手となる優れた人材を育成・確保するための支援が効果的である。 具体的には経済・産業発展のために必要とされる技術者及び技能労働者はもとより、人事労務担当者、職業訓練を行う指導員、健全な労使関係構築のための人材が非常に不足している現状にあり、開発途上国からも、我が国に対しこれら各種分野の技術、技能移転を通じた人材養成に係る国際協力の要請が強いことから、引き続き積極的かつ効果的な支援が求められているところである。</p> <p>(有効性) 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等における我が国の経験の共有は、東南アジアを中心とするアジア・太平洋地域各国の更なる発展に必要なインフラ整備や基幹人材の育成に資するものであり、有効なものであると考えている。</p> <p>(効率性) 現在アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた我が国の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものであり、また、各国のハイレベルの行政担当官が来日して現場を見ること等により、より効率的なプログラムとなっているものと評価している。</p> <p>(総合的な評価) 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等において、我が国が保持する高度な技術を活用し、民間団体を通じた国際的な技術協力事業、研究・分析事業を実施することで、効果的に国際社会に貢献することができると評価している。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</li> <li>ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> <li>(○) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</li> <li>(□) 見直しを行わず引き続き実施</li> <li>(△) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</li> </ul> </li> <li>iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</li> </ul> <p>(理由) 施策目標の達成に向け着実に実施しているところであり、現在の取り組みを続ける。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
2	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】	【 %】
(調査名・資料出所、備考) ※本施策目標については、定量的な指標を定めて評価する性質のものではない。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	規制改革推進のための3ヵ年計画(改定)	平成20年3月25日閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修生・技能実習生の保護のため早急に講ずべき措置</li> <li>・受入れ機関の適正化のために早急に講ずべき措置</li> <li>・送出国政府に対する適正化要請等</li> <li>・実務研修中の研修生に対する労働関係保冷の適用</li> <li>・「再技能実習(又は高度技能実習)制度」の検討</li> </ul>